

23 - 01 国民健康保険事業

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 保険料(税)賦課割合と保険料率

以下、ア～エのとおりとする。

ア 「保険税」を「保険料」に統合

イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない

ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる

エ 納期は釧路市の10期に統一

(2) 任意給付

出産育児一時金は現行を引き継ぐ。

また、葬祭費は釧路市の制度に統合。

(3) 健康診査助成事業

釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ。

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 医療費適正化特別対策

3 新市において廃止するもの

(1) 健康優良家庭表彰

新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替。